内部統制システム構築の基本方針

株式会社　岩田屋三越

内部統制システム構築の基本方針

株式会社岩田屋三越（以下「当社」という。）は、三越伊勢丹グループ企業（以下「三越伊勢丹グループ」という。）の一員として、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るため、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

１．コンプライアンス体制

「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法 362 条 4 項 6 号、会社法施行規則 100 条 1 項 4 号）

(1) 取締役会を「取締役会規程」に則り定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。

(2) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「ＨＤＳ」という。）に設置されたコンプライアンスに関する所管部署・担当と当社総務・経営企画部その他の各関連部門が連携しながら、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。

(3) ＨＤＳ内に設置された内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）と当社監査役その他の各関連部門が連携しながら、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

(4) 当社において不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口としてＨＤＳ内に設置された「三越伊勢丹グループホットライン」を導入する。当社総務・経営企画部は、従業員等からの「三越伊勢丹グループホットライン」への内部通報に対して、ＨＤＳ事務局と連携して対応にあたる。

２．リスクマネジメント体制

「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則 100 条 1 項 2 号）

(1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。

(2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。

(3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、当社内に周知・徹底させる。

(4) 内部監査部門の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。

(5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

３．財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法 24 条の 4 の 4）

(1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。

(2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。

(3) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。

(4) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。

(5) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。

(6) 財務報告に係る内部統制に関するＩＴ（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

４．情報保存管理体制

「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」（会社法施行規則 100 条 1 項 1 号）

(1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。

①株主総会議事録

②取締役会議事録

③経営会議議事録

④計算書類

⑤官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

⑥その他取締役会が決定する書類

(2) 法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

５．効率的職務執行体制

「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則 100 条 1 項 3 号）

(1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。

(2) 取締役会は定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を決議する体制を確保する。また、取締役会付議事項に準ずる重要事項については、経営会議にて審議し代表取締役社長が決定を行う。

(3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「岩田屋三越意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

６．三越伊勢丹グループ会社管理体制

当社は三越伊勢丹グループの一員として、ＨＤＳが定める以下の三越伊勢丹グループ会社管理体制に従い、三越伊勢丹グループとしての統一性をもった体制整備を行うものとする。

「当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則 100 条 1 項 5 号）

1.「ＨＤＳの子会社の取締役等の職務の執行に係る事項のＨＤＳへの報告に関する体制」（会社法施行規則 100 条 1 項 5 号イ）

ＨＤＳは、三越伊勢丹グループ各社（以下「グループ各社」という。）の経営管理については、統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、グループ各社における重要案件に関するＨＤＳへの報告および協議ルールを定め、三越伊勢丹グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

2.「ＨＤＳの子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則 100 条 1 項 5 号ロ）

(1) ＨＤＳは、三越伊勢丹グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメントに関する所管部署をＨＤＳ内に設置する。

当該部署は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを推進する。

(2) ＨＤＳは、三越伊勢丹グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、ＨＤＳ代表執行役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。

3.「ＨＤＳの子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制」（会社法施行規則 100 条 1 項 5 号ハ）

(1) グループ各社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ各社に取締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。

(2) グループ各社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づきＨＤＳにおける執行役会または取締役会の承認決議を受ける。

4.「ＨＤＳの子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則 100 条 1 項 5 号ニ）

(1) 内部監査部門によるグループ各社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

(2) コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、三越伊勢丹グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(3) 三越伊勢丹グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、三越伊勢丹グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7．監査役スタッフに関する事項

「当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項」（会社法施行規則 100 条 3 項 1 号、2 号、3 号）

(1) 監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。

(2) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、専属として監査役の指揮命令に従いその職務を行う。監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査役の同意を必要とする。

8．監査役への報告に関する体制

1.「当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」（会社法施行規則 100 条 3 項 4 号イ）

「当社の子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制」（会社法施行規則 100 条 3 項 4 号ロ）

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 内部監査部門は、当社を対象とする内部監査計画および監査結果を監査役に報告するほか、情報交換等の連携を図る。

(3) 三越伊勢丹グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用（通報内容について監査役への定期的な報告を含む）の維持により、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、当社は、監査役との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

2.「1 の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」(会社法施行規則 100 条 3 項 5 号)

監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

９.監査費用の処理方針

「当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」(会社法施行規則 100 条 3 項 6 号)

監査役がその職務の執行について、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

１０．監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則 100 条 3 項 7 号)

(1)「監査役監査基準」に基づき、監査役は代表取締役、会計監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。

(2)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため取締役と協議のうえ、重要な会議に出席することができる。

附則

1. 本基本方針は、総務・経営企画部が所管する。
2. 本基本方針は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。
3. 本基本方針を改廃する場合には、取締役会決議を要するものとする。ただし、組織および名称変更等による軽微な修正については総務・経営企画部長の決裁により行われる。

平成２３年４月　１日　制定
平成２７年５月２９日　改正
平成２９年４月　１日　改定
平成３０年４月　１日　改定
平成３０年７月３１日　改定
２０１９年６月２５日　改定
２０２０年５月２０日　改定
２０２０年６月３０日　改定
２０２１年４月　１日（軽微な修正に付、総務・経営企画部長決裁）